



# マイナンバーカードが 保険証として 利用できます！

医療機関などを受診の際はマイナンバーカードを利用して下さい。

問 保険年金課 ☎ 227-6071

## マイナンバーカードを使うメリット



### 1 より良い医療が受けられる。

過去に処方された薬の情報や健康診断の結果を見られるようになるため、身体の状態やほかの病気を推測して治療に役立てることができます。

また、情報提供に同意する医師や薬剤師がデータを確認できるようになるため、より良い医療が受けられます。



### 2 高額療養費の限度額を超える支払いが、手続きなしで免除される。

情報提供に同意することで、オンラインで医療保険資格の確認ができるようになります。そのため、限度額適用認定証などを提示しなくても、高額療養費制度の限度額を超える支払いが免除されます。



### 3 保険証として使い続けられる。

就職や転職、引っ越しをしても、同じマイナンバーカードを保険証として使い続けられます。

※保険者が変わった場合は、切り替えの手続きが必要です。

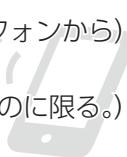


## マイナンバーカードを保険証として利用する方法

STEP  
01

### マイナンバーカードを申請

- ・オンライン申請（パソコン・スマートフォンから）
- ・郵便による申請
- ・証明写真機からの申請（対応しているものに限る。）



STEP  
02

### マイナンバーカードを保険証として登録

- ・医療機関、薬局の受付（カードリーダー）で登録
- ・マイナポータルから登録
- ・全国のセブン銀行ATMから登録



保険証の発行は  
12月1日(日)まで！

令和6年12月2日から現行の保険証は発行されなくなります。

12月2日以降、保険証利用登録をしたマイナンバーカードを保有していない人には、発行済みの保険証の有効期限が切れる前に「資格確認書」が交付され、引き続き医療を受けることができます。申請などの手続きは必要ありません。

令和6年12月1日までに発行された保険証は、記載の有効期限まで利用できます。有効期限の記載のない場合は発行している保険者に確認してください。